

## 平成27年 第3回福島町教育委員会会議録

- |           |  |
|-----------|--|
| □開催日時     | 平成27年3月18日(水)午前11時47分～午後12時2分                                |
| □開催場所     | 福島町役場 庁議室  |
| □出席委員     | 委員長 平沼竜平 君、委員 佐々木幸夫 君、委員 阿部 透 君、<br>委員 佐藤節子 君、教育長 盛川 哲 君(5名) |
| □委員以外の出席者 | 学校教育課長 飯田富雄 君、生涯学習課長 阿部憲一 君<br>学校教育課長補佐 星野優司 君               |

### 会議成立・開会

○委員長 ご苦勞様です。それでは平成27年第3回福島町教育委員会会議を行います。

ただ今の出席委員数は5名で、在任委員の半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。よって平成27年第3回福島町教育委員会会議を開催いたします。

### 会議日程

○委員長 本日の議事は、皆さんに配布の会議・議事日程にしたがって行いますので、よろしく願います。

### 会議録署名委員の指名

○委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に、佐々木委員を指名いたします。

### 会期の決定

○委員長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期委員会の会期は本日

一日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長 異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。

**議案第1号 福島町教育委員会告示規則の一部改正について**

**議案第2号 福島町教育委員会会議規則の一部改正について**

**議案第3号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について**

**議案第4号 福島町教育委員会事務局組織規則の一部改正について**

**議案第5号 福島町教育委員会の公印に関する規程の一部改正について**

**議案第6号 福島町教育委員会傍聴規則の一部改正について**

○委員長 日程第3、議案第1号から日程第8の議案第6号までの教育委員会改革に関連しておりますので、議案第1号 福島町教育委員会告示規則の一部改正について、議案第2号 福島町教育委員会会議規則の一部改正について、議案第3号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について、議案第4号 福島町教育委員会事務局組織規則の一部改正につい

て、議案第5号 福島町教育委員会の公印に関する規程の一部改正について、議案第6号 福島町教育委員会傍聴規則の一部改正について一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案の1ページをお願いいたします。法律の改正に基づいて3月議会にて各関連条例は改正して議決されております。それに伴いまして、今度は教育委員会の規則を一部改正するものでございまして一括して提案いたしますのでよろしくお願い申し上げます。まずは1ページ目をお願いいたします。議案第1号 福島町教育委員会公告式規則の一部改正について。次に2ページをお開き下さい。議案第2号 福島町教育委員会会議規則の一部改正について。次に6ページをお願いします。議案第3号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について。7ページ目をお願いします。議案第4号 福島町教育委員会事務局組織規則の一部改正について。10ページをお願いします。議案第5号 福島町教育委員会の公印に関する規程の一部改正について。12ページ目をお願いします。議案第6号 福島町教育委員会傍聴規程の一部改正について。

議案第1号から第6号までにつきましては法律の一部改正に伴いまして、委員長を教育長或いは法律の条項が変更になったことによる改正、その他いろいろ委員長や教育長の職務の関係が改正になっております。条項の改正等は4月1日から施行になりまして、後の教育委員長から教育長に代わることにつきまして、現教育長の任期満了後、平成28年10月20日までは改正前の状態で進みます。ということで詳しい内容は別冊1の方に記載されております。説明資料につきましては、議会で説明した資料と同じ内容になっております。その関係で4ページをお開き下さい。4月以降に大きく変わるの

が福島町総合教育会議設置要綱ということで、4月1日以降会議を設置いたしまして町長と教育委員会と教育委員さんで一緒に協議を行って、第2条の関係ですね。福島町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を作ります。その他に教育に関することを重点的にしなければならない事、或いは児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合は、町長が招集して、町長が議長となりこの会議を進めるということで、今年につきましては大綱の策定、これがまず重要な案件になってくることとなります。それで後は参考資料としまして改正条例案を付けていますので後ほど参考にして下さい。

以上をもって説明を終わらせていただきます。

○**委員長** 提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○**委員長** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号まで原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**委員長** 異議なしと認めます。よって議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号まで原案どおり可決いたしました。

---

## 議案第7号 福島町立学校教職員の人事異動内申について

---

○**委員長** 日程第9、議案第7号 福島町立学校教職員の人事異動内申についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○**教育長** 議案の14ページです。議案第7号福島町立学校教職員の人事異動内申について。福島町立学校教職員の人事異動について、次のとおり北海道教育委員会に内申したいので、意見を求めます。平成27年3月18日提出。福島町教育委員会。別冊2をお願いします。この表紙で下の方で新聞報道までは報道厳禁となっておりますので。新聞報道での予定は今週末の日曜日と月曜日になっております。先に校長と教頭の人事報道が出て、その次の日に一般教職員の報道という形になろうかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

以下、個人情報に関する表現のため不掲載。

以上で転出・転入の異動について報告を終わります。よろしくをお願いします。

○**委員長** 提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○**委員長** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**委員長** 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

---

### 閉会宣言

---

○**委員長** 以上で本委員会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって平成27年第3回福島町教育委員会会議を閉会いたします。本日はご苦労様でした。